

自治体等FM連絡会議運営要領

1 定義

自治体等FM連絡会議運営要領（以下「連絡会議運営要領」という。）は、自治体等FM連絡会議（以下「連絡会議」という。）の目的、構成、活動、運営等について定める。

2 目的

自治体等においてファシリティマネジメント（以下「FM」という。）を推進していくためには、先進自治体等の取組、庁内調整など自治体固有の課題の克服過程に関する情報交換が不可欠である。このため自治体等のFM関係者が一同に集い、顔の見える形での情報交換、交流の場を設け、相互の連絡機能の強化を図ることを目的とする。

3 構成

連絡会議は、公共建築のFMと保全ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の会員で参加を希望する者を会員とする。

4 活動

- 1) 連絡会議は、会員間の情報交換、交流を目的とした会議を毎年2回程度開催する。
- 2) 会員は地域又は分野ごと等の会員間の情報交換、交流を目的とした分科会を設けることができる。

5 幹事及び代表幹事

- 1) 連絡会議には連絡会議の会員から若干の幹事となる自治体等（以下「幹事」という。）を選任する。幹事は会員の互選により選任する。
- 2) 幹事は互選により幹事を代表して活動する代表幹事を選任する。
- 3) 幹事及び代表幹事は選任後、ネットワーク運営委員会に報告する。
- 4) 幹事は、連絡会議の運営に関する企画、調整、実施を行い、ネットワーク運営委員会に報告する。
- 5) 幹事は連絡担当者を選任する。
- 6) 幹事の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、平成22年2月9日からの幹事の任期は、平成24年3月31日までとする。

6 分科会

- 1) 分科会を設置した場合は、設置要領、分科会幹事、分科会代表幹事を定め、代表幹事に報告し、承認を得る。
- 2) 分科会代表幹事は年度ごとに事業計画、事業報告、会員の状況等を代表幹事に報告する。
- 3) 代表幹事は必要に応じて分科会に助言、指導することができる。
- 4) 分科会を解散する場合は、分科会代表幹事は代表幹事に報告する。

7 その他

- 1) 一般財団法人建築保全センターは連絡会議の庶務を担当するとともに、必要に応じて幹事の活動を補佐する。
- 2) 本運営要領の改正は、連絡会議会員の過半数の同意による発議と、ネットワーク運営委員会の承認により行うことができる。

附 則

本設置要領は平成22年2月9日から適用する。

平成24年3月16日改正

平成24年4月 1日改正

平成24年7月26日改正

平成26年7月25日改正